



その他の（表面に労働保険番号を書いた会社以外の）

就業先についてまだ労基署に申告していないときは記入する。

他の労災給付請求時に申告済みの場合は、この用紙への記入も、

別会社の平均賃金算出のための別紙の提出も不要

様式第16号の8(裏面)

⑭その他就業先の有無	
有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)
無	有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)
	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
	労働保険番号(特別加入)
	加入年月日
	年 月 日
	給付基礎日額
	2,123.45 円

事業主や一人親方など  
特殊な立場で労災に加盟  
しているときに書く

別会社の平均賃金。  
別紙で計算した金額

会社に聞く

〔注意〕

- ※印欄には記載しないこと。
- 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- ③の死亡労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。
- ⑥には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を記載すること(様式第16号の6の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- ⑦には、負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること(様式第16号の6の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- 死亡労働者が傷病年金を受けていた場合には、
  - ①及び④並びに⑧の別紙に記載する必要がないこと。
  - ②には、傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
  - 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 死亡労働者が特別加入者であった場合には、
  - ⑥には、その者の給付基礎日額を記載すること。
  - ⑦は記載する必要がないこと。
  - 別紙の①から③まで並びに⑦及び⑧の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
  - 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- ⑨から⑭までに記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- この請求書(申請書)には、次の書類その他の資料を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、(2)、(3)及び(5)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
  - 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
  - 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本(請求人(申請人)又は請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類)
  - 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族(労働者の死亡時胎児であった子を除く。)が死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
  - 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族のうち労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
  - 請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族のうち請求人(申請人)と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類
  - 障害の状態にある妻にあっては、労働者の死亡の時以後障害の状態にあったこと及びその障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
- ⑬については、次により記載すること。
  - 遺族年金の支給を受けることとなる場合において、遺族年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあつては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、遺族年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。  
なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。  
また、年金等の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「登録している公金受取口座を利用します:□」の□にレ点を記入すること。その際、口座情報の記載や通帳の写しの添付等が必要ないこと。
  - 請求人(申請人)が2人以上ある場合において代表者を選任しないときは、⑭の最初の請求人(申請人)について記載し、その他の請求人(申請人)については別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。
- ⑭の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第16号の6の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。その際、その他就業先ごとに様式第16号の6の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
			( ) —